

○銃砲刀剣類所持等取締法第29条第1項の規定による申出の取扱いに関する内規

平成21年5月29日
公安委員会内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第29条第1項の規定による山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申出（以下単に「申出」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法等)

第2条 申出は、文書、口頭その他適当な方法によりすることができる。

2 警察本部又は警察署で申出を受けたときは、生活安全部生活安全企画課を経由し、公安委員会に報告するものとする。

(調査結果等の報告)

第3条 山口県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長は、申出についての事実関係を調査し、その調査結果、措置状況その他必要な事項を公安委員会に報告するものとする。

(通知)

第4条 公安委員会は、申出についての調査結果又はこれに基づく措置状況を申出人に通知するものとする。ただし、申出人が通知を求めている場合その他特に通知する必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行について必要な事項は、本部長が定める。